

## 第1章 基本的事項

### 1 行動計画の策定趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」(以下「条例」という。)の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策である「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」「地域の特性を生かした農村の振興」「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の推進に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

この行動計画は、基本計画に示した事項のうち、県が取り組む農業及び農村の活性化に関する基本施策についての具体的な取組方向を示し、着実な施策展開を図るために策定するものです。

### 2 行動計画の性格

行動計画は、基本計画に示された基本施策を着実に実施するための実施計画となるもので、期間内に実施する農業及び農村の活性化に関する施策を明らかにするとともに、基本計画の的確な進行管理を行うため中間年における目標を設けます。

また、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、基本施策等の実施状況を取りまとめ、評価することにより、計画の的確な進行管理を行ないます。

### 3 行動計画の期間

行動計画の対象とする期間は、取組の実効性を確保するため、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

### 4 行動計画の構成

基本計画に位置づけた4つの基本施策に従い、基本施策には基本目標指標として、基本事業には取組目標指標(基本計画のマネジメント参考指標)として、それぞれ平成27年度を目標とした数値を掲げるとともに、基本事業毎に取組目標の達成に向けた主要取組の内容を記載します。

## 基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業
I 安全・安心な農産物の 安定的な供給	(1) 需要に応じた水田農業の推進
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保
II 農業の持続的な発展を 支える農業生産構造の 確立	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成
	(4) 農業生産基盤の整備・保全
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転
III 地域の特性を生かした 農村の振興と多面的機 能の維持増進	(1) 安全・安心な農村づくり
	(2) 獣害につよい農村づくり
	(3) 人や産業が元気な農村づくり
	(4) 多面的機能の維持増進
IV 農業・農村を起点とし た新たな価値の創出	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり